

輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千二百七十五号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年九月七日

農林水産大臣 鈴木 寛和

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31881号 令和8年9月7日	Dioscorea L.	ゆめゆき 夢雪	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地9	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

第31882号 令和8年9月7日	Oryza sativa L.	えみほころ	埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号	〃	〃
---------------------	-----------------	-------	----------------------------------	---	---